



事業ごみの処理ガイド

～事業ごみの適正処理方法～



目次

- ① 事業ごみの区分について2ページ
- ② 事業ごみの分別・出し方3～8ページ
- ③ 事業ごみの処理委託の流れ9ページ
- ④ 事業ごみ減量のポイント10～16ページ

事業ごみとは？

一般家庭の生活ごみ以外のごみ

法人・個人・営利及び非営利団体・会社・工場・飲食店・農業・官公署・学校・病院・宗教法人・住居兼店舗の店舗部分等の事業活動から生じるとは、ごみの量の多少に関わらず、全て「事業ごみ」です。



事業者の責務 (排出事業者責任)

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条》
 《長野県廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条》
 《長野市一般廃棄物処理基本計画》

- ◆事業ごみは、発生から処分まで最終的な責任は排出事業者にあります。発生した廃棄物が不正転売される等により社会的信頼を失墜しないためにも、適正な分別、処理をお願いします。
- ◆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ◆事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければなりません。
 - ➡ 事業ごみは、家庭ごみの集積所には出せません！自らの責任において、適正に処理しましょう。
 - ➡ ごみの分別を徹底しなければなりません！適正な分別、適正な処理を心がけましょう。
- ◆事業者は、事業活動全般において消費実態に合わせた商品容量の適正化及び容器包装の減量・簡素化並びに再生利用が可能な商品の製造、販売を行い、資源効率性の向上に努めるものとします。
- ◆一般廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、ごみの減量に取り組むものとします。
 - ➡ SDGs達成に向けて、ごみを減量しましょう！ごみの減量は持続可能な経済活動の第一歩。
 - ➡ 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供しましょう。



① 事業ごみの区分について

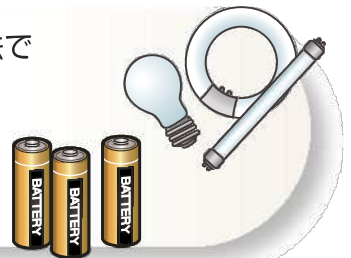
● 事業ごみの主な分類

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物を指します。

例として、汚泥、コンクリートがら、乾電池や蛍光灯、電卓、ガラスくず、金属くず、廃プラ、顧客に提供して発生したびん、缶、ペットボトルなど。

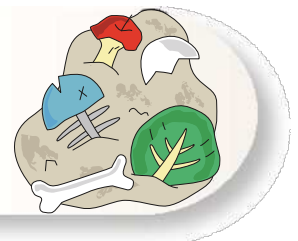
3ページ参照



一般廃棄物 (可燃ごみ)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類のごみ(産業廃棄物)以外の廃棄物を指します。

例として、食品の食べ残しや売れ残り、調理残さなど。



一般廃棄物 (資源物)

事業ごみの中には、リサイクル可能な廃棄物が多く含まれています。適正な分別を徹底することで、ごみの減量やリサイクル、さらにはコスト削減にも繋がります。

例として、紙類(新聞、ダンボール、封筒、機密文書など)や従業員の飲食等に伴って生じた飲料用のびん・缶・ペットボトル。



※産業廃棄物は、ほとんどリサイクルされます。一般廃棄物もきちんと紙を分別して資源化するなど可燃ごみの減量に協力ください。

● 家庭ごみの集積所に事業ごみは出せません！

市では、事業ごみの収集運搬を行っておりません。家庭ごみ集積所に出せるごみは、家庭から排出されるごみのみです。事業ごみを家庭ごみ集積所に出す行為は、量や品目に関係なく「**不法投棄**」とみなされます。



不法投棄の罰則

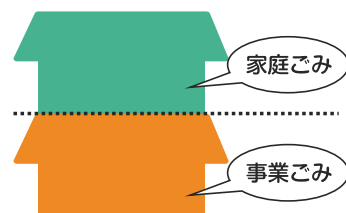
不法投棄は、社会的信頼を失墜する行為です。発生から処分まで責任をもって処理しましょう。(排出事業者責任) 法第25条により以下の非常に厳しい罰則が定められています。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下の罰金
(法人は3億円まで加重)



住居兼店舗の建物の場合は、ごみを別々に処理してください。

住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業ごみは家庭ごみ集積所に出すことはできません。各々区分し適正に処理してください。



② 事業ごみの分別・出し方

産業廃棄物

以下の品目が産業廃棄物となります。

あらゆる事業活動に伴ったもの	廃プラスチック類	発泡スチロール、ペットボトル、ビニール製品、廃タイヤ、合成繊維くず、合成ゴムくず、合成皮革など
	金属くず	スプレー缶、一斗缶、空き缶、アルミ製品、スチール製品など
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、レンガくず、食器、空きびん、石膏ボードなど
	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油など
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液、酸性廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液、アルカリ性廃液など
	汚泥	ビルピット汚泥、メッキ汚泥、グリストラップ汚泥、みそなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、重油燃焼灰など
	銧さい	高炉、平炉、電気炉の残さい、鋳物廃砂、不良銧石など
がれき類	コンクリート、レンガ、瓦などの破片、アスファルト破片など	
ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど	
業種が限定されているもの	紙くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの）、パルプ・紙製造業、製本業、印刷加工業などから発生する紙くず
	木くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの）、木製品製造業などから発生する木くず、貨物の流通に使用したパレット
	繊維くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（繊維製品製造業を除く）から発生する繊維くず
	動植物性不要固形物	と畜場で処分した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状不要物
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業などで、原料として使用した動植物に係る不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏などのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏などの死体

*水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物については、廃棄物処理法施行令・施行規則等の一部改正により取扱いが変更となっていますのでご注意ください。

産業廃棄物

運搬方法

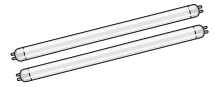
自己搬入 もしくは
許可業者

処理施設

産業廃棄物処分業許可業者



乾電池・蛍光灯・電球は、廃プラスチック類・金属くず等の複合体の産業廃棄物です。



処理方法

産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するか、産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に自己搬入して処理してください。

処理を委託する場合は、収集運搬と処分について、それぞれ書面により契約を結んでください。また、産業廃棄物の引き渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。

産業廃棄物処理業許可業者については、市役所廃棄物対策課までお問い合わせください。また、長野市ホームページでも許可業者の一覧を公開しています。

《長野市WEBサイト》 <https://www.city.nagano.nagano.jp/>

TOPページ → 事業者の皆さんへ → 事業系ごみ → 産業廃棄物処理業者名簿

○許可業者によって収集運搬料金が違います。ごみの種類・収集頻度・時間・資源物の取り扱い等の条件を伝え、数社から見積りを取り、適正な価格で書面により契約してください。

一般廃棄物

可燃ごみ

リサイクルできない紙類は、「可燃ごみ」
で出してください

例

- ・写真 ・紙コップ
- ・感熱紙 ・カーボン紙
- ・ティッシュ 等



運搬方法

自己搬入
もしくは
許可業者

処理施設

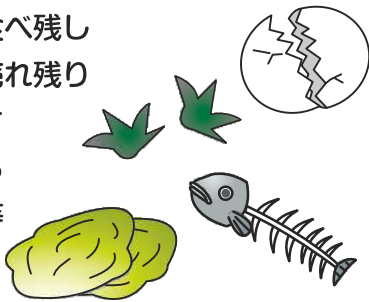
ながの環境エネルギー
センター

➡処理方法① または、処理方法②へ

可燃ごみのうち、生ごみ

例

- ・食品の食べ残し
- ・食品の売れ残り
- ・調理残さ
- ・魚のあら
- ・茶殻 等



(食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物の残さは**産業廃棄物**として処理してください。)

運搬方法

自己搬入
もしくは
許可業者

処理施設

ながの環境エネルギー
センター

または、

食品リサイクル施設

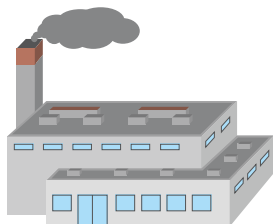
・ながの環境エネルギーセンター
➡処理方法① または、処理方法②へ

・食品リサイクル施設 (生ごみ)
➡処理方法③

処理方法①

事業所が処理施設に自己搬入する。(有料)

- 燃えるごみは、ながの環境エネルギーセンター（裏表紙参照）に自己搬入してください。
- 施設に搬入する際は、市内のどこの事業所から排出されたごみか確認をしますので身分証明書（名刺等）をご持参ください。
- 土曜日や年末は、大変混雑します。
- ごみを入れる袋は、中身の確認できるものを使用してください。



可燃ごみ処理手数料 170円/10kgごとに

処理方法②

一般廃棄物収集運搬業許可業者に 収集運搬を委託する。(有料)

○長野市の一般廃棄物収集運搬業許可者については、市役所廃棄物対策課までお問い合わせください。また、長野市のホームページでも許可業者の一覧を公開しています。

《長野市WEBサイト》 <https://www.city.nagano.nagano.jp/>

TOPページ → 事業者の皆さんへ → 事業系ごみ → 一般廃棄物収集運搬許可業者名簿

○許可業者によって収集運搬料金が異なります。ごみの種類・収集頻度・時間・資源物の取り扱い等の条件を伝え、数社から見積りを取り、書面で契約を結んでください。

許可業者に委託し、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理する場合の処理費用
可燃ごみ処理手数料 (170円/10kgごとに) + 許可業者の収集運搬料金

処理方法③

食品リサイクル施設に搬入し、リサイクルする。

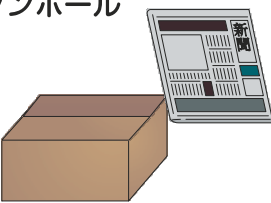
長野市内にある登録再生利用事業者

直富商事株式会社 電話番号 **026-222-1887**

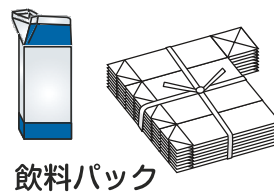
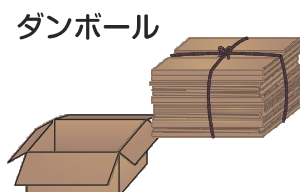
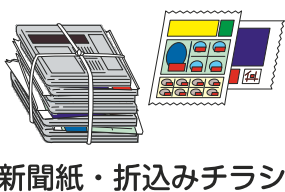
詳しくは農林水産省ホームページへ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/ (食品リサイクル法関連)

紙類

例	運搬方法	処理施設
<ul style="list-style-type: none">・新聞紙・雑誌・ダンボールなどの古紙類・紙袋・窓付封筒などの雑紙・機密文書  <p>(建設業者の工作物の建築作業等で生じたもの、印刷加工業者の作業工程で生じたもの等は、産業廃棄物として処理してください。)</p>	資源物引取業者 自己搬入 もしくは 許可業者	資源物引取業者 (古紙問屋等) または、 長野市資源再生センター ・資源物引取業者 → 処理方法①へ ・長野市資源再生センター → 処理方法②へ

4種類に分けて、ひもで十字にしぼる (ガムテープは使用しないこと)



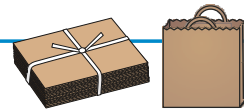
処理方法① 古紙類

- 新聞・雑誌・ダンボール・OA用紙などのもので、古紙問屋などの資源物引取業者や許可業者に資源物として回収を委託しリサイクルしましょう。
- シュレッダーくずについて、古紙として資源物引取業者が引き取ってもらえる場合がありますので、確認しましょう。
- 個人情報を含む機密文書は、溶融してリサイクルすることができます。詳しくは資源物引取業者（古紙問屋等）へ相談してください。（有料）



処理方法② 雑紙

- 窓付き封筒（セロハン部分は取り除く）・ロール芯・紙緩衝材・紙箱・梱包紙材、資源物引取業者が引き取らない紙くず、新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙類は長野市資源再生センターに搬入していただくことも可能です。



資源物処理手数料 30円／10kgごとに

木製品・刈草類

例	運搬方法	処理施設
<ul style="list-style-type: none"> ・木製品 机・椅子・棚等の 木製品 ・刈草類 剪定枝・幹・根・株・刈草類 <p>（建設業者の工作物の建築作業等で生じたもの、木製品等製品業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は、産業廃棄物として処理してください。）</p>	<p>自己搬入 もしくは 許可業者</p>	<p>民間処理施設 または、 ながの環境エネルギーセンター (木製品のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間処理施設 →処理方法①へ ・ながの環境エネルギーセンター →処理方法②へ

処理方法① リサイクル施設（市許可施設）でリサイクルする。

- 剪定枝・大型木製品（木製の机や椅子、棚など）などの木くず及び刈草類の処理について、下記の本市一般廃棄物処分業許可業者に委託してリサイクルしましょう。また、造園業者等に剪定を委託する場合は、剪定枝について下記の市許可施設でリサイクルするように契約をしてください。なお、搬入の際は、処理料金及び受入れ基準などを事前に確認してください。

民間処理施設（長野市許可施設）

剪定枝、根、株、幹、刈草類

(株)神山緑地産業

長野市若穂川田1175-1

電話番号 **026-282-2259**

剪定枝、根、株、幹、
大型木製品、刈草類

宮澤木材産業(株)

長野市中曽根2188-1

電話番号 **026-239-0588**

処理方法② ながの環境エネルギーセンターで焼却処分する。（木くずのみ）

- 紙くずなどが混入している場合は、ながの環境エネルギーセンターに搬入して、焼却処分することができます。しかし、ごみの減量・リサイクルを推進するため、できる限り分別して、上記のリサイクル施設の利用をご検討ください。（なお、大きさなどにより、受け入れできないこともあるため問い合わせください。（裏表紙参照））

可燃ごみ処理手数料 170円／10kgごとに

びん・缶（従業員の飲食等に伴って生じたもの）

例	運搬方法	処理施設
飲料や食品が入っていた びんや缶 	資源物引取業者 自己搬入 もしくは 許可業者	資源物引取業者 または、 長野市資源再生センター ・資源物引取業者 →処理方法①へ ・長野市資源再生センター →処理方法②へ

キャップをはずして色別に3種類に分ける

びん	缶
無色・透明 	
茶色 	
その他の色 	

処理方法①

資源物引取業者等に委託してリサイクルする。

- 資源物引取業者や許可業者、自動販売機設置業者（ベンダー）に回収を委託しましょう。
- 資源物引取業者へ自己搬入する。

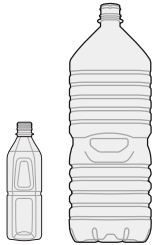
処理方法②

長野市資源再生センターに搬入してリサイクルする。

- びん・缶は原則として産業廃棄物に該当しますが、従業員の飲食等に伴って生じたびん・缶については、長野市資源再生センターにて受入可能です。（びん・缶ともに中を洗い、びん類はキャップをはずして色別に3種類に分けてください。）

資源物処理手数料 30円／10kgごとに

ペットボトル（従業員の飲食等に伴って生じたもの）

例	運搬方法	処理施設
・飲料用のペットボトル 	資源物引取業者 自己搬入 もしくは 許可業者	資源物引取業者 または、 長野市資源再生センター ・資源物引取業者 →処理方法①へ ・長野市資源再生センター →処理方法②へ

処理方法①

資源物引取業者に委託してリサイクルする。

- 資源物引取業者や許可業者、自動販売機設置業者（ベンダー）に回収を委託しましょう。
- 資源物引取業者に自己搬入する。

処理方法②

長野市資源再生センターに搬入してリサイクルする。

○ペットボトルは原則として産業廃棄物に該当します。産業廃棄物処理業許可業者に委託して適正に処理してください。ただし、例外的に一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託できる場合もありますので、契約している一般廃棄物収集運搬業許可業者に確認しましょう。なお、従業員の飲食等に伴って生じたペットボトルについては、長野市資源再生センターにて受入可能です。(キャップとラベルをはずしてください。)

資源物処理手数料 30円/10kgごとに

その他

例	運搬方法	処理施設
<p>《家電リサイクル法指定品目》 エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機 及び衣類乾燥機(業務用は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none">・パソコン・二輪車・消火器 	自己搬入 もしくは 許可業者等	メーカー・販売店等に ご相談ください。

処理方法

リサイクル関連法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づきリサイクルする。

テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機

家電リサイクル法に基づきメーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【家電リサイクル券センター】ホームページもご参照ください。

→ <https://www.rkc.aeha.or.jp/> 電話：0120-319-640

※フロン類が使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵庫を廃棄するときは、第一種フロン類充填回収業者に依頼する必要があります。詳しくは、フロン排出抑制法ポータルサイトをご参照ください。

→ <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

パソコン

資源有効利用促進法に基づきメーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【パソコン3R推進協会】ホームページもご参照ください。

→ <https://www.pc3r.jp/> 電話：03-5282-7685

二輪車

廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【自動車リサイクル促進センター】ホームページもご参照ください。

→ <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/> 電話：050-3000-0727

消火器

廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【消火器リサイクル推進センター】ホームページもご参照ください。

→ <https://www.ferpc.jp/> 電話：03-5829-6773

